

平成30年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書

(基金の運用実績)

(単位：千円)

事業区分	基金の 保有区分	平成30年度 当初保管額	運用益繰入額	平成30年度 支出済額	平成30年度 年度末保管額	今後の 支出予定額	保有 割合
中間貯蔵施設整備等 影響緩和交付金基金 事業	金融機関への預金	26,074,679	43,877	816,930	25,301,626	25,301,626	1.00
	地方債	12,000,000	0	0	12,000,000	12,000,000	1.00
合計		38,074,679	43,877	816,930	37,301,626	37,301,626	

※ 本表は基金の保有区分ごとに記載すること。

※ 基金の保有区分は、実施要領第3の1で定める「基金の運用方法」を参考に記載すること。

※ 運用益繰入金は、当該年度に基金の運用によって生じた果実の金額を記載すること。

※ 支出済額は、当該年度内に支出負担行為を行い、出納整理期間に支出をしたものを含む。ただし、当該年度に債務負担行為のみを行ったものについては含まない。

※ 保有割合は、補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）に従い算出すること。（通常の取崩し型事業であれば、「平成〇年度末保管額／今後の支出予定額」により算出すること。）

平成30年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書

(基金事業の結果)

事業名	事業実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 (事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。)
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
双葉町中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金事業	福島県双葉町	(予算額) 797,680 (補正後) 754,389	754,389	0	0	754,389	754,389	中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援する。	補助金交付のための電算システムの構築、コールセンター運営等の実施、上記のための進捗管理を行い、町民に補助金を交付し、生活再建等の支援に資することができたことから、目標を概ね達成することができたと認められる。	<p>①中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金交付事業</p> <p>【目的】 中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援するための事業を運営することを目的とする。</p> <p>【内容】 上記目的の達成のため、平成23年3月11日時点で住民登録があり、補助を受けようとする経費を支出する年度の4月1日に生存している住民の方を対象に、一人あたり10万円/年（世帯に対象者が複数いる場合は、一世帯あたりその人数を乗じた金額）を上限として、補助金を交付する。 (要綱第4条第1項第一～四号) ふるさととの結びつきを維持するための事業、生活空間の維持・向上のための事業、風評被害緩和対策事業、人材育成・就業支援事業</p> <p>【完了期日】 令和元年5月16日</p> <p>【事業費】 704,074千円</p>
									②中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金事業運営	

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 (事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。)
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
									<p>【目的】</p> <p>中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町の町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援するための上記①の事業を運営することを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>上記目的達成のため、補助上限金額等の管理のための電算システムの構築及び運営、手続等を説明した冊子等の発送業務、並びにコールセンター及び相談窓口等の運営を包括的に委託し、円滑に事業を執行する。</p> <p>(要綱第4条第1項第一～四号)</p> <p>ふるさととの結びつきを維持するための事業、生活空間の維持・向上のための事業、風評被害緩和対策事業、人材育成・就業支援事業</p> <p>【完了期日】</p> <p>平成31年3月31日</p> <p>【事業費】</p> <p>49,534 千円</p>	
									<p>③中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金運用支援業務委託</p> <p>【目的】</p> <p>中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するため、双葉町の町民のニーズに基づいて、「ふるさととの結びつき維持」や「生活空間の維持・向上」などにかかる費用を補助することにより、双葉町の町民の生活再建等を支援するための上記①の事業が適正に運営されるための進捗管理等を行うことを目的とする。</p>	

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 (事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。)
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
										<p>【内容】</p> <p>上記目的達成のため、包括委託事業者と双葉町担当等が連携を密にして円滑な事業実施が図られるよう、運用オペレーティング、工程管理等に知見・実績を持つ事業者へ委託し、事業の進捗管理等を行う。</p> <p>(要綱第4条第1項第一～四号)</p> <p>ふるさととの結びつきを維持するための事業、生活空間の維持・向上のための事業、風評被害緩和対策事業、人材育成・就業支援事業</p> <p>【完了期日】</p> <p>平成31年3月31日</p> <p>【事業費】</p> <p>781 千円</p>
双葉駅自由通路等整備負担金	福島県双葉町	(予算額) 148,840 (補正後) 62,541	62,541	0	0	62,541	62,541	<p>中間貯蔵施設が整備されることによる影響を緩和するため、「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」の中核となる施設として位置付けている双葉駅の改良等を行い、将来的な利便性の向上、さらには魅力的な帰還環境整備、町の復興の加速化を図る。</p>	<p>双葉駅改良に係る実施設計及び整備工事を行い、魅力的な帰還環境整備や町の復興の加速化に資することができたことから、目標を概ね達成することができたと認められる。</p>	<p>双葉駅自由通路等整備負担金</p> <p>【目的】</p> <p>中間貯蔵施設が整備されることによる影響が懸念されている中、双葉駅については、平成29年度に国の認可を受けた「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」の中核となる施設として位置付けている。この双葉駅の改良（橋上化）事業の実施により、将来的な利便性の向上、さらには魅力的な帰還環境整備等につなげ、上記の影響を緩和させることを目的とする。</p> <p>【内容】</p> <p>常磐線双葉駅を中心に「新たな生活の場（新市街地ゾーン）」を整備することとしており、将来的な利便性の向上等を図るため、東日本旅客鉄道(株)との協定に基づき、当該駅の改良（橋上化）に係る諸費用（実施設計費、整備工事費）について負担する。</p>

事業名	事業 実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 (事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。)
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
										(要綱第4条第1項第九号) 中間貯蔵施設等の建設に伴う影響を緩和するために必要な生活再建及び地域振興等に係る事業 【完了期日】 平成31年3月31日 (令和2年度まで継続予定) 【事業費】 62,541千円 (内訳) 実施設計費 15,541千円 整備工事費 47,000千円
合 計		816,930	816,930	0	0	816,930	816,930			

平成30年度中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金事業状況報告書

(※平成29年度からの繰越)

事業名	事業実施主体	事業経費（千円）						目標	目標達成度・評価	事業結果 (事業目的・内容・完了期日、 経費の使用方法・内訳を含む。)
		事業経費		単独経費		合計				
		予算	決算	予算	決算	予算	決算			
双葉町福島県勿来酒井団地商業施設運営事業	福島県双葉町	22,500	22,497	0	0	22,500	22,497	多くの双葉町民が入居する福島県勿来酒井復興公営住宅敷地内に整備される商業施設において出店・営業を行おうとする事業者に係る運営経費等を補助し、事業者の再建・自立を後押しするとともに、町民の生活環境の向上、入居者間、さらには地域住民とのコミュニティの形成等を図る。	当該商業施設に出店する事業者に補助を行い、町民の生活環境の向上や入居者間のコミュニティ形成等に資することができたことから、目標を概ね達成することができたと認められる。	双葉町福島県勿来酒井団地商業施設運営事業 【目的】 中間貯蔵施設の整備に伴う影響のため双葉町内での事業が困難で、福島県勿来酒井復興公営住宅敷地内に整備される商業施設において、出店・営業を行おうとする事業者に対して、町が事業計画を認定し、その出店等に係る初期投資費を補助し、事業者の再建・自立を後押しするとともに、中間貯蔵施設の整備等による影響緩和のため町民の生活環境の向上、町民と地域住民とのコミュニティの形成等を支援することを 【内容】 上記の目的達成のため、平成23年3月11日時点で双葉町に住所を有し、商業施設において出店・営業しようとする者に係る設備等に要する経費（初期投資費）に対して、補助金を交付する。 (補助率：4分の3以内、補助上限額：1事業者あたり7,500千円) (要綱第4条第1項第二号) 生活空間の維持・向上のための事業 【完了期日】 平成30年12月26日 【事業費】 22,497 千円